

第4回エネルギー・環境ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年4月8日（月）14：00～15：55
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1214特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）安念潤司（座長）、大田弘子、佐久間総一郎、林いづみ、松村敏弘
 - （専門委員）圓尾雅則
 - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、寺田内閣府副大臣
 - （関係団体）株式会社広島リサイクルセンター
秋田エコプラッシュ株式会社
 - （環境省）永島廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室長
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、羽深規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、武藤参事官、仁林企画官
4. 議題：
 - （1）国際先端テストについて
 - （2）第3回WGにおける委員及び専門委員等からの指摘事項について
 - （3）事業者ヒアリング（プラスチック製容器包装リサイクルについて）
 - ① 株式会社広島リサイクルセンター
 - ② 秋田エコプラッシュ株式会社
 - （4）規制改革検討項目一覧（案）について

5. 議事概要

○館次長 それでは、定刻でございますので、ただ今から「規制改革会議エネルギー・環境ワーキング・グループ」を開会いたします。

皆様方には御多用中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

稲田大臣は、御到着が若干遅れるということで、3時くらいの予定ですが、おいでになりましたら御挨拶いただきたいと思います。それから、所用により小林専門委員が御欠席となっております。

安念座長、最初に一言御挨拶をお願いいたします。

○安念座長 今日も、副大臣を始め皆様お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日のタスクは2つございまして、1つは4月1日に開催されました第6回の本会議で、国際先端テストで扱うべき候補案件の議論が行われまして、各ワーキング・グループで対象案件を選定するよう決定がされました。本日は、5月の規制改革会議としての意見取りまとめに向けて、国際先端テストの当ワーキング・グループの対象案件を選定したい

というのが1つ目でございます。

もう一つですが、これはヒアリングでございまして、プラスチック製包装容器リサイクルについて、前回のワーキング・グループに続き2回目の事業者ヒアリングを行うことになっております。

これらを踏まえまして、これから闊達な御意見を頂戴したいと思います。もう既に一部では闊達過ぎるというお叱りがあるようでございますが、我々は叱られることは初めから覚悟の上の議論でございますので、それにひるまずやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○館次長 ありがとうございます。

それでは、報道の皆様、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○館次長 それでは、議事進行を安念座長、よろしくお願いいたします。

○安念座長 どうもありがとうございます。それでは、早速議題1の「国際先端テストについて」に移らせていただきます。

先ほど申し上げましたが、4月1日に開催された第6回規制改革会議において各ワーキング・グループに対して国際先端テストの手法を適用する案件を選定するよう指示を受けております。これについて、事務局の館次長から御説明をお願いいたします。

○館次長 それでは、資料1を御覧いただけますでしょうか。

これは今、御説明のございましたように、4月1日の規制改革会議において既に御説明されたものでございます。「国際先端テスト」についての「趣旨」と「検討の視点」「対象案件」「検討の進め方」ということでございますけれども、「対象案件」を決めまして、それに基づいて「検討の視点」で書いておりますようなa～eくらいのそれぞれの視点でこれを検討していったら、所管省庁に検討を依頼し、その回答を得て、その回答が十分なものであるかどうか、会議において議論していただくという仕組みでございます。

この検討対象でございますけれども、ページをめくっていただきましてエネルギー・環境関係で追加候補案ということが本会議で御提案されております。これについては、もう既にこちらでも関連した御検討をいただいておりますが、エネルギー・環境ということで②と赤四角で囲んだところでございます。「次世代自動車普及促進に資するインフラ整備のための関連法令の見直し」というところでございまして、天然ガス自動車に対する天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所、いわゆるガソリンスタンドに従来のガソリン以外の天然ガス充てん設備を併設するということについてでございます。

理由としては、ドイツでは天然ガスディスペンサーとガソリン等給油ディスペンサーを近接して設置して停車スペースの共用化がなされている。ドイツできるものが日本ではどうかという視点で国際先端テストを行ってはどうかということでございます。

その下に、比較の視点というものを書いてございます。

以上、国際先端テストについて御説明させていただきました。

○安念座長 ありがとうございます。

国際先端テストは別にこの6月でお尻を区切るというわけではなくていつまでもやっていくわけですから、何もここを先途とやらなきゃいけないというものではないのです。事務局から今、御説明があったのはガスディスペンサーとガソリンスタンドを、一つのアイランドで併設できるのではないかという話ですね。

これはこれでよろしいのですが、我々は3つの項目を6月までの優先事項としてこの前、選定しました。それを本会議にも報告したわけですが、ガスディスペンサーの話だけだと燃料電池自動車には話が波及しないという問題があります。もちろん、これはこれで私もいいと思うのです。天然ガス自動車というのはあっていいわけだし、エコの観点からして普及するのはいいに決まっているのだから、これはこれでよろしい。ですが、これに加えて燃料電池自動車の導入促進にかかわる項目も入れてはどうか。といっても、とてもたくさんあるのです。

資料4を御覧いただけますか。この資料4は、今回の玉だけなのですね。しかし、こんなになっちゃったのかなと思います。52もあるのですね。これは見境なくやっているとすぐにこんなふうになってしまう。

それで、今の事務局の館次長から御説明いただいた9ページを御覧ください。9ページの25がこれに相当するわけです。ところが、今、私が申した、これはこれでいいのですが、燃料電池自動車の普及という観点からはどうなのかとなると、今度は26からずっと燃料電池関係になっています。17ページの48まで、全部燃料電池自動車に関連するのです。まさかこれ全部を6月までの玉として出すなどということとはできないけれども、何かこれはいったいものがあつたら出してもいいのではないかという気がするのです。

それで、これは私の個人的な考えですが、国際先端テストになじみやすいものはやはり保安規制だと思うのです。文化的な、歴史的な、政治的な文脈があるものは、全部パッケージで見ないといけないので、ここ1つだけ比べてみろと言われても、よそが違うからこうなっているのですと絶対言われるのですが、例えば鋼鉄の材料がこうでなければならぬという話は別に文化ではなく、要するに品質だけの問題なので、割になじみやすいと思うのです。

ですから、例えばの話、燃料電池自動車関係のものの中で、保安絡みで、外国との比較が割にしやすい、先行事例もあるといったようなところから幾つかピックアップして、それも国際先端テストに加えるというのもありかなという気がすると思います。私の個人的な考えですが。

○館次長 今、御指摘のところですが、若干の修正がございます。8ページの24は燃料電池自動車ではなくて天然ガス自動車でございます、25以降が燃料電池自動車でございます、類似の安全規制がございますので、それはあり得ることかと考えております。

○安念座長 失礼しました。25以降がずっとそうなのですね。

では、大田議長代理どうぞ。

○大田議長代理 確認ですけれども、この追加候補案は前回の本会議のときは単なるイグザンプルであるということを出されて、今、先端テストへは関心も高いので、なるべくこの規制改革会議の取組を示すようなものを出ることがあって、議長もこれは単なるイグザンプルですからと言われた経緯もあります。保安規制でも取り上げ方はいろいろあると思うのですけれども、個別に周辺をいくよりは根幹にかかわるものをひとつ入れていくほうが私はいいと思うのですが。

○寺田副大臣 先週の医療ワーキング・グループでも、基本は全部載せる。つまり、優先度の高いものが優先課題ではなくて、基本的に国際先端テストのできるものは全部やるということでしたね。

それで、当ワーキング・グループとして一応全部やるのだけれども、優先度が高いのが今の24なりという理解でいいのかということと、あとはNTTファシリティーズのもので、これでいうと6ページ目の例のマンション高圧一括受電サービスですね。19、20でしょうか。高圧分電の入り口、電力の入り口のところの規制緩和ですが、これは非常に重要でして5パーセントカットできる。正に小口化しなくて一気に引き込めるものですね。これはかなりいいような気がしませんか。

○安念座長 私もいいような気がするのですが、果たして外国と比べられるのだろうかという危惧が少しあるのです。

○寺田副大臣 私は前回も言いましたけれども、アメリカの場合は正にそれができるわけですね。これはマンション、あるいはその他のオフィスビルなどもできるからこそ安いというのは、もちろんイニシャルコストが安いことに加えて引き込みコストということですが、できないでしょうか。これは比較することは可能なのではないのでしょうか。

○安念座長 19、20はいいですね。19などというのはばかな話ですよ。だって、そんなものは持ち去ったところで使い道なんかありはしないのだから。

だけど、これは外国と比較ができるだろうか。つまり、九電力体制そのものは日本独特なものですよね。どんなものなのでしょう。別に初めから放棄する必要は全然ないけれども、どんなものなのでしょう。私はよく分かりません。何か御意見はありませんか。

○寺田副大臣 20はかなり分電のもので、その後のLEDを使うとか、ユーザーサイドの節電と組み合わせればさらに効果が上がるというふうに言っておられましたので。

○安念座長 これは停電をしての検査ですから、これは純粋にテクニカルな問題ですね。確かに、これは外国と比べられる可能性は高いと思います。やってみなければ分かりませんが、やれるのではないかという気はします。

○大田議長代理 この12番の変電所のバンク逆潮流、こういうものはできないのですか。結構これまでの議論で共通していたように思うのですが。

○安念座長 そうすると、ほとんど全部入る。

○館次長 御指摘いただいているものについて、果たして海外との比較で有効なものができるかどうか、少し検討させていただきたいと思います。

○安念座長　しかし、そういつては何だけれども、少し検討したくらいでは分からないでしょうね。

○館次長　日程的には、次の本会議で御決定ということでございますので。

○安念座長　次の御決定というのはいつでしたか。来週の水曜日でしたか。それまでにこんな技術的なことを調べるのは無理ですよ。だから、それはいい。そんなことはもともとできっこないのだから。

　どうでしょうか。そういうふうに言っていると、私も何でもかんでも詰め込みたくなっちゃうのですよ。それでいいと言うのならそれでいいのだけれども。

○羽深次長　順番をつけていただいて、まずこれをやってくれという整理をいただければ。

○館次長　先ほど御指摘がありましたように、やれるものはやっていく予定なのでございますが、今回最初に短期にやっていくものは幾つかにさせていただかないと、事務的にもなかなか難しいというところがあります。

○松村委員　ここで言うべきではないかもしれないのですが、21の特定供給に関してです。私は前回若干ネガティブなことを言ったのですが、あれは私自身誤りだったと思うので訂正させてください。

　特定供給では最初の段階で許認可のプロセスがあって、これを認めたとしても野放図に自由化が拡大するという懸念はないと思うので、直ちに対応してやっていただけるような類いのものだと思います。エネルギーの地産地消の観点等複数の点で重要な項目なので、迅速な対応を働きかけるべき項目と考えます。

　19に関しても、是非とも直ちに対応して、できるだけ早くやるべきことだと思うのですが、重点項目あるいは小さいけれども早く対応できるはずなので早くやって欲しい、緊急に困っている、そういうものを全部国際先端テストに乗せる必要はないと思います。

　19に関しては、全面自由化していればそもそも起きない問題です。そういう類いの問題だと日本特有の規制である可能性は高い。20に関しては、自由化との関わりだとかいうふうに書かれているが、自家発、自家設備に関する一般的な保安規定からこうなってしまうので、先端テストをやって他国の純粋な保安規制と比較されるとむしろ迅速には動かないことになりかねない。どちらも重要なので是非改革して欲しい項目ですが、そういう意味で国際先端テストに適したものではないような気がします。

　それで、先ほど安念座長が御指摘になった点は、燃料電池関連で国際先端テストに直ちに乗せられそうで、それをやれば直ちに改革が進みそうなものという観点でおっしゃったと思います。重点的にというか、早く対応できるので早くやって欲しいということを強く言う項目と、国際先端テストに乗せるべきものとは峻別して、早くやるべきだけれども、国際先端テストにはなじまないものは事務局で整理して除いていただければと思います。

○館次長　ありがとうございます。おっしゃられましたとおり、国際先端テストに乗せますとそのプロセスで逆に時間がかかるという側面がございます。19は大変重要だと思いますが、19については経済産業省もある意味では協議に乗っておりますので、ある意味では

早く結論を出してくれといったほうが早い可能性は相当あるかと思えます。

○寺田副大臣 私の理解では、一応全部やるのだと。違っていたらあれなのですけれども、ただ、その中で優先順位が高いのがこの間、選ばれた3つですね。

ですから、例えば20も保安上の観点ですから、正に座長が言われた意味ではやる意味はあると思えますし、19も確かに例の地域独占化、自由化しているかどうかにもよりますけれども、やる意味はある。

つまり、やる意味がないものはどれもなくて、当然来週までに各省で調べる。答えを調べるという意味ではなくて、そのルートを調べるわけですね。だから、それはやってもらっていいのではないですか。これは、およそやらないというふうに決められるのですか。

○館次長 来週の規制改革会議で、ワーキング・グループから挙がってきた国際先端テストの対象玉をそこで決められるということでございまして、それに乗りますとこの国際先端テストのルーティンに乗りまして、数週間かけて各省に回答を求めて、そしてその回答結果をワーキング・グループでまた御検討いただくというプロセスに乗るということでございます。

ただ、国際先端テストの第1弾でございまして、今後とも国際先端テストの視点で必要なものはその第2陣、第3陣でまた国際先端テストにかけていくという考え方であるというふうに理解しております。

○安念座長 国際先端テストをやる意味があるかといえば、それは全項目あるのですが、何といても規制改革を進めるための一種のエンジンだから、所管の省庁で腰が浮きかかっているような案件は浮かしてくれればいい。外国のことを調べる暇があるのならば、とにかく規制改革をしてくれればいい。こういう玉がもしあるのならば、それはそれでいいではないか。大体19、21は経済産業省でもやや腰の浮きかかっている話なので、そのまま浮いてくれというのも一手かなという気が確かにしますね。

○寺田副大臣 それは本当にやってくれるのですね。

○安念座長 それは、今まで何回も裏切られているから。

○寺田副大臣 そうなのですよ。

○大田議長代理 そもそも政策をやるときは、海外での事例がどうかくらいは調べていて当たり前なわけですね。それで、何で国際先端テストをやるかという、ブレイクスルーしたいからなのです。日本だけ特別に規制をかけているのならば、その理由をきちんと説明せよということをお願いしてやるわけですから、今、規制改革をやろうとしていて、非常にしこっていて環境とか安全というハードルが高過ぎてなかなかブレイクスルーできない。そこを中心に選ぶのがいいのだろうと思うのです。

あとは、海外の事例は出して当たり前なので出してくれと、テストといわなくても単なる要求はできると思うのです。

○安念座長 それは、確かにそうですね。

○佐久間委員 確認なのですけれども、本会議での最優先案件とワーキング・グループで

既に決まっている優先案件、これについて今回は別にこの中に入っていないなくても、個別の議論が進んだところで国際比較が必要だとなったら、それは優先してやっていただくという理解でよろしいですか。

○安念座長 それはそうでしょう。当然だと思います。

○佐久間委員 分かりました。ありがとうございます。

○安念座長 本会議での4つの優先玉と、うちのワーキング・グループでの3つの優先玉と、国際先端テストは観念的には別のものですよ。それが連携してつながっていればそれにこしたことはないけれども、全部それが同じものでなければならないという話ではないと思うのです。だから、さっき松村先生もおっしゃったけれども、早くやらなければいけないということと、国際先端テストにかけるということとは集合として補い合っている部分は確かにあるのだろうけれども、べたっと同じであったり、一方が他方を完全に含んでいるという関係でもないと思います。

とにかく24は非常に象徴的な意味もあるし、今までも言っていたことだから、これはやりましょう。あとは、どうしましょう。私も20などは確かに割に細かい話に見えるのだけれども、高密度の集合住宅にするのが都市生活だという前提で考えるとすると、意外に利いてくる話なのですね。広がりがありますね。だから、結構この20というのは私もアトラクティブだなという気はするのですが、もう少し例えばこれだというふうに番号で決め打ちをしていただいて幾つか出すというのはどうですか。それで後で絞ってもいいし。

○松村委員 最初に座長がおっしゃったとおり、私も何としてでも水素自動車のものは入れて欲しい。一般論としてまず欧州で規格が相当きちんできていて、その受け入れのスピードが極端に遅い。その切り口で、欧州ではこんなにきちんとした規格ができていのになぜ受け入れられないのかという観点でまとめて、国際先端テストに載せられないか。それでは雑駁過ぎるということならば、一番困っているのは何かを業界からよく聞いて、それを取り上げて、そこから突破していくという考え方もある。

それから、寺田副大臣がおっしゃったことが一番重要だと思う。ご指摘の通り全てのものが潜在的な対象である。個別の問題が先端テストと言う形で具体的に本会議に乗ろうが乗るまいが、規制を維持するのだとすれば、それは国際的に見て遜色のないものということは規制当局が説明する義務がある。したがって、先端テストのリストとして乗せなかったら説明責任を免れた、改革は後回しで良いと思われたら困る。これは重要な点なので何度でも確認しないと、副大臣がおっしゃった懸念が出てきてしまう。この点の確認は非常に重要だと思います。

それから、20は、やはり少しきちんと調べてからの方がいいと思う。私がこれですごく恐れているのは、この法体系がマンションを念頭に置いた法ではないと言う点です。一般に、例えば自家発の発電機を持っているとか、そういうような類いの保安規制の一類型として規制がかかっていて、要は巨大な自家発の発電機を持っていたら、あるいはそれに対応する大きな受電設備を持っていたら、3年に1回くらいとめて定期点検するのは当たり

前だとか、そういうレベルで規制が入っていて、そのレベルで諸外国でも3年に1回くらいの点検はあると言われてしまうと目も当てられないことになってしまう。

これは、そういう巨大な設備に関してやってくれというのではなく、マンションのこの部分について限定ということを行っているのですが、そうするとマンションのこの部分に対する法律ではないと返されたり、あるいはマンションのこの部分でこういう特異なことをやっているのは日本だけですと返されたりすると怖い。この問題は国際先端テストで済みそうかどうかを一応見ていただいて、一定の可能性があれば非常に重要な項目なので入れるという形で、予め事務局で調べていただけないでしょうか。

○安念座長 出してかえって藪蛇だったというのは一番困る。次の会議までに決めればいいことだから、もしできるものならば事務局に何か荒ごなしをしてもらいましょうか。

20の扱いは、申し訳ないけれども私に預らせていただいてもいいですか。

○館次長 手順で少し言葉が足りなかったようでございまして、こちらの国際先端テストの項目はワーキング・グループで決定していただいて、次回の17日には報告という手順になっております。

○安念座長 分かりました。それでは、事務局から、業界の人に外国のことがそもそも調べられるものか聞いていただいて、その上で私に預らせていただいて、後ほどメールか何かで御相談します。とにかく20は生かしておきましょう。

それで24をやって、今、松村先生から御指摘があった点で、つまり水素というか、燃料電池自動車でかつ外国に基準があって日本でその受入れが進んでいないというのはいろいろあると思うのですが、少なくとも私の知っている限りでは35、これは前から問題になっている水素の容器、圧縮機の鋼材の規格ですね。これが外国ではクロムモリブデン含有のものでもいいのだけれども、日本では水素脆化ゼロのものにしなければならぬとなっているということですね。

それから、36もそうです。これは70メガパスカルまでしか駄目というのは外国ではそうではないらしくて、80メガパスカルだか90メガパスカルだかまであるのです。だから、これは外国にあるのです。

それから、37も38もHFCV-gtrというのですか、国際標準ですけれども、それがあある話ですので、この辺りはいいのではないかという気がするのです。とにかく外国の標準はあるはずです。

○寺田副大臣 正におっしゃるとおりで、トヨタからまだ質問への回答が返ってきていないですね。例のコンバージェンスなのか、それによって正に今、座長が言われた37、38は変わってきますね。

○安念座長 そのとおりです。

では、どうぞ。

○林委員 既に決まっている次世代自動車のインフラ整備というところでいくと、30、31も液化水素スタンド基準の整備の話ですね。特に31は消防法第10条第4項というのでは24

ともかぶっているのですね。

○安念座長 それはそうですね。

○林委員 だから、偏っているという話であればこの辺りも入るのかなど。

○安念座長 なるほど。やはりすごくたくさんになってしまいましたね。

○大田議長代理 次世代自動車関連を一括りにまとめられないのですか。

○安念座長 これは、一つ一つ話が違うのです。

けれども、これはたくさん玉を出しても既に外国の規格があるのだから保安当局において調べるのは簡単ですよ。

○大田議長代理 前回も、例えば食だと農林水産省とか経済産業省とかいろいろ関わる。だから、そういうものは一斉にやるということと言うと、ある程度の単位にして、あまり大きいと駄目なのですけれども、水素自動車の何とかということを出して、各省に消防法はこちらでというつけ出しはできるのではないですか。

○安念座長 ほとんど高圧ガス保安法の関係だから、経済産業省一本です。

○館次長 そういう意味では、燃料電池のところで高圧ガス関連の規制ですと比較的対象は同じ省でございますし、そこから問い合わせるところも同じだと思いますので、ある程度効率的には数が多くても対応可能かと思えます。

○安念座長 では、お客様も来ていただいていることだから、一応の話としてですが、先ほど言ったように20から始めて、もともとの事務局の御説明だったら24はやる。それで、そこから30、31と、35、36、37、38、それから39は少し、ここら辺まででいいのではないかというのが私の感触なのですが、どんなものでしょうか。消防法はひとつありますけれども、これも調べるのはそんなに難しくないと思います。というのは、どうせ官庁自身は知らないのです。これは皆、業界から聞くのだから、業界が知っていれば分かるわけです。それは知っているはずですよ。

いかがでしょうか。私から今、提示したものを念頭に置いていただいて、あまりお客様をお待たせするわけにもいかないの、決めは後でいたしませんか。とりあえずここまでにして後で決めていただいて、別に私は何も執着しませんから、加えるのも消すのもどちらでもよろしいですけれども、ヒアリングに先に移らせていただきたいと思います。

すみません。振り返りがありました。資料2について、館次長お願いします。

○館次長 資料2でございますが、それでは時間も押しておりますので、本当に簡単に振り返らせさせていただきます。

前回のエネルギー・環境ワーキング・グループにおける御指摘事項ということでございますが、「「エネルギーの安定供給」関係（特定供給）」ということで太陽光発電設備、蓄電池を使って街区を超えて電力供給する際の契約電力の抑制及び災害時の住民の生活維持機能にとって大変有効であるという御指摘、それから太陽光発電設備について蓄電池を備えているのであればなおさら特定供給における自己電源としてカウントできるのではないかということです。

それから、「「エネルギーの安定供給」関係（マンション高圧一括受電）」です。先ほど少し御議論が出ましたので、ここは省かせていただきます。

それから、3番目は「エコカーの世界最速普及（燃料電池自動車・電気自動車）」でございます。これは、燃料電池自動車の普及に合わせて高圧ガス保安法の関係でございます。

それから、「「低炭素社会の推進」（プラスチック製容器包装リサイクル）」についてはこのようにいろいろな御意見が出ております。それで、本日さらにヒアリングをさせていただくということになっております。以上でございます。

○安念座長 何か御指摘いただくことはございませんか。

では、どうぞ佐久間委員。

○佐久間委員 この4番のプラスチック製容器包装リサイクルなのですが、前回私は大変申し訳なかったのですが、欠席ということでございまして、お詫びを兼ねまして今日は簡単な資料を作ってまいりましたので、少しだけお話をさせていただきたいと思えます。

まず、この1枚目はリサイクルの基本的な日本の法律です。それで、リサイクルをするときの環境負荷を考えると再使用が一番です。再使用できなければ再生利用が2番です。再生利用できなければ熱回収です。それができなければ処分、捨てる。こういうのが日本の法律の優先順位ということです。

2枚目にいっていただきまして、ただ、現実的には容器包装プラスチックというのは日本の場合、複層構造が極めて多いということです。あとは、食物というか、食品系が多いので、要は残渣が非常に多く残っているということで、単一素材に分けていくということが非常に難しい。だから、このまま例えばトレーをトレーにするとか、そういうことが非常に難しい現実である。

では、現実がどうなっているかという最後のページです。先ほど言いましたように、こういう難しい容器包装プラスチックについては再使用ができませんから再生利用になっているというのが現実で、残りの残渣が熱回収、処分に回っているということです。この最後のページは、数字を含めてあくまでも現状です。あとは平均値です。多分この材料リサイクルの数字というのは平均値ですから、業者によってはもっとすばらしいパフォーマンスもあるし、そうじゃないところもある。これはケミカルリサイクルも一緒です。

ここで、材料リサイクルは今日事業者の方がお見えになっていますから直接聞けるということでございまして、このケミカルリサイクルというのは通常「ケミカルリサイクル」と言われている。これはどういうことかということ、容器包装プラスチックが分別回収されます。それが選別されて、異物が除去されて熱分解される。この熱分解されるか、されなかが材料リサイクルとケミカルリサイクルの一番大きい違いです。

熱分解されますから、典型的なものはナフサに戻って行って、そこから精製、あとは油になって、これは正に容器包装プラスチックですが、これはスチレンモノマー系になりますので、その一部がそのままもう一度容器包装にそのまま戻ってくる。これは、ある意味

では完全なサイクルです。

ただ、これはこちらのケミカルリサイクルの10パーセントほどです。10パーセントほどが全く元のものに戻っていく。

そうでなくて、商品として利用されているのが一番上のカーボンファイバーです。これは正に化学工業原料で、これはタール系のものです。あとは、プラスチック系のものは塗料になる。この両方で15パーセントくらいです。さらに、初期の段階でナフサになる前にアンモニア、コークスなどになる。これが30パーセントくらいですね。あとは水素、メタンが純正として取り出されますので、これが30パーセントくらいです。それで、このガス利用というのは今のところ発電用に使われているということです。ただ、この水素は将来的には先ほど言った正に燃料電池の水素になるということですが、今は発電用に使われているということです。

それで、何を言っているかということ、このケミカルリサイクルというのは再生利用率が85パーセントくらいあります。それで、材料リサイクルは現状では約5割と言われているということと、これは前回のヒアリングの資料にも出ていましたけれども、実際のコストがケミカルリサイクルはキロ40円、材料リサイクルがキロ70円ということです。これが、現状だということです。

そういうことで、まずケミカルリサイクルも材料リサイクルも再生利用ということで、この基本法のもとでは同じ順位として位置付けられています。ただ、中身としては再生利用率で差があります。あとは、コストでは差がありますということです。

これをいわゆる特定事業者から見るとどうなるか。特定事業者というのは正に容器包装プラスチックをリサイクルする義務、コストを負っているところである食品メーカーであったり、ボトル製造メーカーであったり、それを使って商売しているスーパーであったり、こういうことです。

ただ、このコストというのは当然消費者に最終的には転嫁されているということです。それで、この特定事業者というのがこれらを自らのコスト、実際には1パーセントほどは自治体が出しますから、99パーセントは自らのコストでリサイクルする義務を負っているということです。

ところが、今は国で、特定事業者がリサイクルしなければいけない量の半分については材料リサイクルをするというふうになっているということです。つまり、その分、高い処分費用がかかっていく。あとは、その分、再生利用率が低いですから環境に負荷はかかっているというのが現状だということです。その原因というのが、その枠が50パーセントあることによって発生をしているというのが現状だということでございます。

以上でして、こういうことでリサイクルループとして完成しているのがどちらなのかという点はいろいろ考え方はありますが、一般的に言えば閉じている率はケミカルリサイクルが高いということだと思いますし、再生利用率は現状では高い。ただ、あくまでもこれは現状ですから、この85パーセントはもっと高くなる。あとは50パーセントがもっと高く

なるということはありません。その場合、当然問題はコストがどうなるか。先ほど言った70円、40円というのがどうなっていくのか。こういうところで決まってくるのだらうと思います。

ただ、いずれにしても両方それぞれがリサイクル率を高めるということで努力をしているということですから、そこでなぜ先ほど言ったような枠が必要なのかというのが素朴な疑問だということでございます。以上です。

○安念座長 ありがとうございます。寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 この点は前回議論して整理済みでありまして、やはり国の政策としても一番完全なリサイクルループは材料リサイクルでありますし、法の趣旨もそうです。これは、そのとおりです。それで、ケミカルはセカンドベストであります。

それで、再生利用率50パーセントというのは、どんどんこれから技術進歩等で高めていくわけで、正に今、国の政策として材料リサイクルループを高めよう。チェーンストア協会もその点を正に言われていたわけです。利用者の側からも、これから業者ヒアリングもあるわけですが、あくまでもケミカルはセカンドベストであります。これは法の立て方もそうになっています。

正にその点の入札制度の在り方は政策をどう推進していくか。また、産構審や環境審議会でもこれも踏まえて審議をされるわけですので、一応前回資料2でおまとめいただいた整理で全く問題ないと思います。

○佐久間委員 再使用が一番いいというのはそのとおりで、2番目のセカンドベストが再生利用だと、これが法の趣旨でございますので、法の趣旨はその再生利用、セカンドベストが2つあるということだと思います。以上です。

○安念座長 つまり、第2号の再生利用の中に材料リサイクルとケミカルリサイクルがあるという位置付けで、今日の紙はその第1号の話はそもそもしていないということですね。

○佐久間委員 ですから、第1号の再使用がベストだというのはここではっきり分かった。それで、セカンドベストがケミカルリサイクルと材料リサイクルということだと思います。

○安念座長 分かりました。

○寺田副大臣 その点は異論があります。あくまでも材料リサイクルが国の政策としてもリサイクルループ完結のためにも最優先で、ケミカルがセカンドベスト、資料もそういう整理になっていますけれども、要は規制の議論で非常に大事なことは、より大きな雇用創出効果、より大きな経済効果、そしてまた裾野の広がりですね。これを最優先に考えるべきであって、空いている炉を使ったところで何ら雇用も生まれないだけです。

○安念座長 分かりました。

(関係団体入室)

○安念座長 それでは、ヒアリングに入らせていただきます。本日は、前回に引き続きプラスチック製容器包装リサイクルに係るヒアリングでございます。

本日は、株式会社広島リサイクルセンター様並びに秋田エコプラッシュ株式会社様に御

説明をお願いしております。

それでは、まず初めに株式会社広島リサイクルセンター様より御説明をお願いいたします。お待たせいたしました。15分程度でお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○株式会社広島リサイクルセンター 本日は、私ども材料リサイクル業者にこのような発言の機会を与えていただきましてまことにありがとうございます。

規制改革会議の時間も非常に制約されておりますので、まず規制改革会議の皆様には御理解いただきたいということで、その点から申し述べたいと思っています。

私たち株式会社広島リサイクルセンターは、平成12年に制定されました循環型社会形成推進基本法を念頭に置きまして、平成14年4月にプラスチック製容器包装リサイクル事業に参入いたしました。以来、今日まで同法の理念にのっとり、材料リサイクルの質の向上に取り組んでまいりました。

私たちは、平成22年度から導入された材料リサイクル優先枠50パーセントの条件のもとで、全国53社の材料リサイクル事業者との非常に厳しい競合の中、地域経済や雇用にも貢献しつつ、より高度なリサイクルを進めるとともに、継続的なコストの低減を図ってまいりました。

私たちはリサイクル製品の高度化、高付加価値化に向け、日夜努力を重ね、近年では自動車部品や玩具、文具などへのリサイクルにもチャレンジしているところであります。

このような中で、循環資源としての容器包装プラスチックを原材料として高度なプラスチック製品に再生利用するコストと、片やそのほとんどが熱回収に利用されるような手法も認められ、かつ最終製品が可視化されていないケミカルリサイクルとのコスト比較をして、材料リサイクル手法を否定されるということは全くの筋違いではないかと考えております。

私たちは、材料リサイクル手法優先の是非を論じるのであれば、循環基本法第7条並びに廃掃法第5条の2に照らして、「もったいない」の国民目線で考えていただきたいと存じます。

そして、規制改革会議の皆様におかれましては、数社の大企業が数十社の中小企業を食い潰してもよいとする改革要望は、安部総理の目指される規制改革とは似て非なるものであるということを十分に御理解いただきますよう、御要望申し上げるものであります。

ちなみに、新日鐵住金、JFE、昭和電工の3社のこの25年度の落札量を見ますと、容リプラ総量約67万2,000トンのうち約28万7,800トン、内訳は新日鐵住金18万3,000トン、JFE4万6,100トン、昭和電工5万8,500トンで、全体の42パーセントを占めております。材料リサイクルの事業者は、約35万8,000トンの枠の中で56社が入札しまして53社が落札しましたが、その中で最大落札者はJFEの系列会社で約3万400トンでした。その量を差し引けば、中小企業52社で約32万7,600トンを分け合っていくということがいえませんが、これらの数字を念頭に私どもの要望を考えていただきたいと存じております。

以上、私どもの要望の核心部分を申し上げましたが、次に時間の許す限りにおきまして私どもが取り組んでまいりましたリサイクル事業の概要を説明させていただきます。

○株式会社広島リサイクルセンター それでは、お手元の資料に沿って、弊社の概要並びに取組について御説明をさせていただきます。

弊社の概要、施設概要に関しては4ページ、5ページに示させていただいておりますが、広島市内に本社、それから広島県の三原市にリサイクルの工場、そして東京に営業所、3拠点を持つ総従業員140名の、弊社は容器包装リサイクルの専業でございます。

次に、三原市の久井町というところにあるリサイクル工場の概要ですけれども、敷地面積が5万3,364平米、この中に大きく3つの構成でペットボトルのリサイクル工場、容器プラスチックのリサイクルの工場、そして事務棟という構成から成っております。

次に6ページで、我々の行っております材料リサイクルのプロセスのフローを御説明させていただきます。このページには、御参考までにケミカルリサイクルのプロセスフローも同時に示させていただきました。それぞれのプロセスの詳しい説明は時間の関係で省かせていただきますが、御覧になっていただけるとおり、作るもの、それから作る目的が全く違いますので、これだけ工程数差がある。

また、我々はこのプレゼンテーションの最後に我々のペレットを使って作っていただいて、現状、市場で流通している製品群を紹介させていただいておりますが、見ていただいておりますように日用雑貨、農業資材、その他と、かなり多方面で多くの製品にしております。こういった製品、またお客様の要求に応じてペレットを作り込みますので、当然このそれぞれの異物の除去であるとか、その他の浮上選別とか遠心分離というふうに書いてありますけれども、ここでいわゆるプラスチックの材料に、我々が作っているペレットの材料にならないものを取る工程に関しては、下のケミカルリサイクルの工程とはかなり大きな差が出てきております。

次に、その先の7ページから12ページで弊社の材料リサイクルの向上に向けての取組について説明させていただきます。大きくは4つ、まず品質の向上に対する取組、2番目としてコスト削減への取組、3つ目が見える化の推進の取組、最後に用途・需要の拡大への取組という形で説明させていただいております。

まず、品質への向上取組に関しては8ページに我々の取組の一例を示させていただいております。これは平成22年の1月以来、毎月広島リサイクルは工場に全部で6ラインあるのですが、その6ラインで出てくるペレット並びにそのペレットを使って作っているコンパウンドペレットの品質、物性を継続して測定しておりまして、その結果を示させていただいております。

左から右に向かって、データが若干ではありますが物性が向上していること、または8つのラインがずっと収束していることが見ていただけたらと思います。これは常日ごろのデータ測定の結果を分析して製造にフィードバックすることでこういうふうには品質の向上と安定性という、いわゆる成形のメーカーが一番望まれる品質の向上を果たしております。

次にコストダウンですけれども、大きくは3つ、やはり先ほど佐久間委員からも御指摘のあった材料リサイクル自体が再生利用率を向上させるというところで、現状、我々は昨年実績で2万8,400トンの投入に対して1万3,600トン、ペレットになっている再生原料化されているのが48パーセントという数字でありますけれども、この再生率を60パーセント超へ上げていこうという取組をやっています。

これには2つありまして、現状のものの品質を上げていくとともに、現行プロセスの中で今のペレットにはできないとして取り除かれて、セメント原燃料であるとか製紙会社の燃料の代替えとかというところで、熱利用としては有効に利用されている部分をさらにまた我々で原材料としてプラスチック製品の材料へ戻そうという取組をやっております。

これに関しては、弊社とお付き合いのある数社のお客様から、既に可能性としては十分に使い得る材料になるというコメントをいただいております、今年度中に何社かで製品の試作をやっていただく。それで、近々その材料をペレットとして我々も販売していこうという計画を図っております。

さらに、現実の直近のところではこの辺の廃棄物処理の処理費の削減ですが、これは工程の見直しと改善によって現状支払われているものを極力下げていこうという取組をやっています。

次に、これはいろいろなところの意見交換などでも言われるのですが、やはり材料リサイクルというのはよく分からないという御指摘がございまして、それに対する改善の取組がございまして、これには、我々のペレットを使って製品を作っている成形メーカー、と市町村との交流、緊密な連携が非常に重要になるところで、この2つの主体と協力関係を持ちながら、成形メーカーからは製品の情報であるとか、サンプルをいただくとか、そういう御協力をいただいて、それを市町村に御提供して普及啓発に役立てていただいている。実際には、我々は市町村の普及啓発、一般の方々へのごみの減量を目指したところの容器包装の分別排出にかかる普及啓発に関して活動と一緒に参加して御説明したりという努力をしております。

最後に、弊社は常に開かれた工場を目標にしておりますので、昨年度実績でも近隣の小中学校の児童・生徒を筆頭に年間500名くらいの見学者を受け入れております。

最後に用途・需要の拡大でありますけれども、これは1で述べました品質の向上に他なりません。この辺の我々の取組を、成形メーカーにフィードバックをかけることによって用途・需要の拡大を図っています。

現実には、そういう意見交換の一環の中で昨年度、弊社のお客様に対して容り材の市場アンケートをしてみました。この結果、我々のお付き合いしているお客様の声では、まだまだ十分に用途別にかなりの潜在需要が見込まれている。結果では国内でも30万トンを超えるような容りペレットへの需要が十分に見込まれております。

また、お客様からは今後の品質の向上によってはさらに市場用途の拡大は見込まれるというふうにおっしゃっていただいております。その辺の資料は、お手元の12ページにマーケ

ット調査の結果を示させていただいております。

最後に「材料リサイクルにおける雇用と地域経済への貢献」というところですが、現状広島リサイクルの従業員としては先ほど御説明申し上げました140名でございます。これが、全国の53社では大体平均1社40名で2,150人ほどの方々がこのプラスチックの容器包装リサイクルに直接従事されている。

ただ、ここで忘れてはいけないのは、我々の材料リサイクルの場合は我々が作った材料リサイクルでさらに製品を成形されている事業者様が全国に、弊社の場合で18社、全国的には170社ございます。この方々に、現状ですと大体我々のペレットの平均価格からすると30億円弱の材料市場を我々は作り出している。それで、さらにその30億円弱の材料というのが今度は製品に変わりますから、製品になる段階では容器包装リサイクル材を使った製品の市場というのは200億円くらいが既に現在でもできていて、市場調査するとまだまだ拡大の可能性があるというのが市場、それからお客様からの御意見であります。是非この辺を考慮いただいております。

最後に、「終わりに」を申し上げます。

○株式会社広島リサイクルセンター 改めまして、以下についてお願い申し上げます。

材料リサイクルの意義と私たち事業者の努力をしっかりと認識いただきまして、それをないがしろにする材料リサイクル優先枠の見直しなどの拙速な結論を導くことは厳に慎んでいただきますようお願い申し上げます。

私たちは事業を通じ、循環型社会形成に向けた一翼を担っているという自負がございます。入札制度のみ切り離していびつな議論をするのではなく、容器包装リサイクル法全体の見直しにかかる検討を行う中で、よりよい制度を目指す観点から検討をお願い申し上げます。以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして秋田エコプラッシュ株式会社様より御説明をやはり15分程度でお願いできますでしょうか。

○秋田エコプラッシュ株式会社 秋田エコプラッシュと申します。よろしく申し上げます。

まず1ページ目に、先ほど佐久間委員から御説明がありました循環基本法におきまして我々が注目しているのは、循環資源の循環的な利用が再生利用であるというところでございますので、この循環的な利用というものは何かというところを議論していきたいと考えております。

2ページ目に、一般的に指摘されている材料リサイクルに対するコメントに対しての見解でございます。

1番目は、材料リサイクルのリサイクル率が低いのではないかとこのところでございますが、現状では再商品化製品率が低いとの指摘ですが、ポテンシャルとしては実証試験の結果では78パーセントまで上がる見込みも立っております。

2番目は利用用途でございますが、こちらは近年、高品質が求められる自動車部品、玩

具、文具などへの利用の取組も行っております。

3 番目はコストでございますけれども、こちらは先ほど広島リサイクルさんのご説明にあったように 53 社がひしめき合っておりまして、稼働率が平均的に低くなっているというところもございまして、こちらの稼働率が上がればコストが下がる余地があると考えております。

次に 3 ページ目でございますけれども、先ほど佐久間委員からも御説明があったように、一番大きなポイントといたしましては 3 ページの真ん中の図がございまして、再商品化製品の定義がそもそも違うということもございまして、材料リサイクルはこの粒状にしたものまで洗って乾かしてペレットにしたものを再商品化製品としているのに対して、高炉還元剤、コークス炉化学原料というものは塩ビ等を必要に応じて除いた写真のような造粒物にしたものを再商品化製品としております。

ここの歩留まり率を今リサイクル率と呼んでいるわけでございます。これを再生利用に置き換えて呼んでいるわけでございますが、実際に社会通念上はこの右に書いてあるような最終的な使われ方を含めて再生利用かどうかというところを判断するのが通常ではないかと考えております。材料リサイクルは、確かに現状は半分が RPF としてサーマルリカバリーしておりますが、半分は循環的な利用をさせていただいています。

高炉、コークス炉につきましては、炭化物という名の燃料に近いものも含めて再生利用というような状況になっています。コークス炉化学原料も現在 2 社ありますけれども、一方は化学原料化プロセスを持っていないというところもございまして、持っているところもスチレン原料になるもの以外は炭化物及び燃焼ガスになっております。先ほど佐久間委員が説明されていたガス利用で水素、メタンというのは発電用に使われているということも明言されていりましたので、本来であればそういったところは熱回収として整理すべきではないかと考えているところでございます。

続きまして、「材料リサイクル工場の収率向上の可能性」につきまして 4 ページでございますけれども、現状、材料リサイクルは 50 パーセントが容器包装リサイクル協会の支払い基準になっておりますので、ほとんどの事業者が 50 パーセントまでリサイクルしています。それ以上リサイクルしても委託費がもらえないという事情もございまして、50 パーセントまでのリサイクルになっています。

ただ、最近、光学選別機を導入して今まで PP と PE、発泡 PS をリサイクルしていた事業者が、PS（ポリスチレン）とか PET を単一選別でリサイクルすることも技術的には可能になっております。これをやることによって、78 パーセントまでのリサイクルは現在の技術でも達成可能になっております。

続きまして、次は「利用用途について」でございます。5 ページ目でございますが、材料リサイクルというどうしても犠木とか、車どめとか、そういったイメージを与えます。それはこの法律が施行した平成 12 年度の段階ではそういった取組が多かったのですが、最近では自動車部品、玩具、文具、工業製品へと高度化に向けた事業努力というものをやっ

ております。

資料に示している①から④まで様々な技術開発を行いまして、さらなる高度化を我々材料リサイクルは今やっております、それがすなわちリサイクルコストの低減への原資にもなり得ると思っておりますので、この波を止めないように考えていただければと思います。

6 ページ目でございます。あとは製品の個別事例ですけれども、例えばプラスチックパレットであれば、昔はワンウェイのパレットを使っていたものが、最近では倉庫用で繰り返し利用できる、1枚当たり1トンの荷重に耐えられるパレットを作れるようになってきております。

それから、7 ページは雨水貯留槽の例でございます。こちらは、昔は容リプラは使われていなかったのですが、平成 17 年に 10 パーセント程度を使うようになりまして、21 年度から単一パレットにすると 50 パーセント使えるようになりまして、現在は単一にしなくても容リプラスチック 100 パーセントで使えるようになっております。こちらは、秋田エコプラッシュで特許も取得しております。

続きまして、8 ページ以降は我々のグループの各社の取組の例でございます。

8 ページは自動車部品の試作例ということで、グリーンループでやった例でございます。

9 ページは、昨年度の環境省の事業でやらせていただいたのですけれども、タカラトミーのプラレール、それからこれは今年度プラスで2リングファイルに挑戦する予定にしております。

10 ページは、復興資材としても活用されている例でございます。秋田エコプラッシュでやっておりますが、宮城県、岩手県の仮設住宅において8キロ相当の容リ製品が使われておりますし、被災地初の植物工場の資材でも雨水貯留槽及び容リの樹脂架台というものも使われております。こういった形で、材料リサイクルは復興資材としても活用されているところでございます。

11 ページはサンドイッチパレットについてでございます、こちらは先ほど御説明させていただいたように、ワンウェイではなくて複数回利用できるパレットという形で、コア層に容リ材を入れて成形できるということが特徴でございます。

最後に 12 ページで、コスト低下の余地がないかというところでございますけれども、現状、優先枠を 50 パーセントいただいております。この優先枠を 53 社のリサイクラーが 10 ランクに分けられて、それぞれ落札させていただいているというところでございます。最高ランクをとった事業者でも稼働率は今 60 パーセント、最低ランクでは 11 パーセントの稼働率で落札してやっているとございますので、今後、審議会等で容リプラスチックの分別収集量が増える施策を検討いただければ設備稼働率が全体的に上がりますので、コストは下がる余地があるのではないかと考えております。

最後にまとめでございますけれども、現在御説明させていただいたように、高度な製品開発の流れをとめないためにも、引き続き一定基準を満たした材料リサイクルは入札において優先的取扱いをしていただきたいと思います。それから、プラスチックからプラスチックにリサ

イクルできる材料リサイクルは非常に国民にも分かりやすく、今後のリサイクル率向上のポテンシャルも期待されます。資源が少ない我が国において、特にこの重要な素材産業ですので、材料リサイクルのさらなる発展に寄与する制度設計をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、何か御質問、御意見等がございましたらどうぞ。

○寺田副大臣 ありがとうございます。正にプラスチックからプラスチックにリサイクルできるのが材料リサイクル、これは当然プラスチック・トゥー・プラスチックで、プラスチック・トゥー・プラスチックができないという佐久間委員の事実誤認は少しおかしいと思うのですが、そもそもこれは全く材料とケミカルと異質なわけですね。つまり、単なる還元剤か、あるいは化学原料化でもって再生利用とっている世界と、そうじゃなくてプラスチック・トゥー・プラスチック、つまりパレットの再利用も含めた最終的な利用率ということでこの再生利用率を見られているわけですね。

ですから、この 50 対 85 というのは全く比較の中身が違うというか、その点の確認と、つまりプラスチック・トゥー・プラスチックができること、そしてまた材料リサイクルで見えています再生利用率というのはあくまでもその最終利用率ですね。最終利用率の数字がまた少し異なるのだというふうに秋田さんは言われましたので、少しその点も教えていただきたい。

あとは、コークスにせよ、この還元剤か、化学原料化というのはある意味リサイクルループとしては極めて不完全なわけですが、チェーンストア協会も言われていたように、ある程度分別がきちんと行って稼働率が上がると、どのぐらいまでこの単価の下落が想定されるのか。予想で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○安念座長 いかがですか。

○秋田エコプラッシュ株式会社 寺田副大臣のコメントに回答させていただきたいと思います。

3 ページ目で再商品化製品率の定義と、先ほど私が申し上げました循環利用されている比率というところの違いでございますけれども、改めて御説明いたしますと、再商品化製品率というのはあくまでもペレットとか造粒物をつくる歩留まり率のことを指しているものであって、その先がどう使われているかについてはカウントされていないというところでございます。

したがって、材料リサイクルは、最低限 45 パーセントは容リ協会の基準においてペレットにしなければなりません、こちらの右のグラフにありますように約 50 パーセントは材料リサイクルされている。

一方で、この炭化物、黄色の円グラフがございますけれども、こちらは造粒物が炉に入りまして文字どおり炭化物になったもの、これをコークスの代替として還元剤として再生利用というところがございますが、当然この炭化物は還元剤の側面もありますけれども、

燃料としての側面もあります。

一方で、この炭化物もコークス炉ですので、石炭が 99 パーセントぐらい入って残り 1 パーセントに廃プラスチックが入って生産されていますので、出てきたケミカル原料も大半が石炭由来のケミカル原料であって、プラスチック由来のケミカル原料がどの程度トレーサビリティがとれているのかというところも今後の議論のポイントではないかと考えています。

ガス化につきましては、水素と一酸化炭素が 50 パーセント以上のガスであればガス化としてみなされてしまいますので、それを燃料として使おうが、アンモニアとして使おうが、今は問われていないというところになりますので、そこが誤解のポイントになっているかと思えます。

それから、稼働率が上がればどの程度コストが下がるのかというところについては、まだ試算しているわけではないのでこの場では答えにくいのですが、今まで以上に下がっていくというところは、設備産業ですので、それは計算すれば明らかかと思えます。以上です。

○安念座長 何かありますか。今はどうなのですか。バージンのものと比べて、物によるのでしょうか、再生した製品とバージンで作ったものと、どのぐらい差があるものですか、大体の御印象で結構ですけれども。

○株式会社広島リサイクルセンター その差といいますのは、市場での価格の差ですか。一般的に汎用オレフィンといわれる我々が作っているポリエチレン、ポリプロピレンというものは、日用雑貨などでもそれほど高付加価値の、車であるとか、あるいは家電の強度を持たせるような部分ではないようなもので作られているケースが多いので、私どものお客様から聞く情報では、成形メーカーが作られて卸の段階で加工賃も入れて製品価格でキログラム当たり 150 円とか 200 円というのが製品の価格になっているそうです。

それで、現状その汎用オレフィンというのは、今バージン材というのが既にキロ 120～150 円辺りでナフサ、それから為替の関係で上下しておりますけれども、それに比べるとその下にその事業系の再生材料と、そして容りの再生材料があるという形で、バージンに比べると容り材のポテンシャルというのは 3 割とか 4 割ぐらいの価格の材料にはなり得る。その中で、成形メーカーはやはりキログラム当たり 100 円、150 円というふうなところで製品を市場に出してという競争をやられているようです。

○安念座長 稼働率を高めれば、目一杯のところまで単価が下がってくるのは当たり前ですけれども、稼働率が低いのはなぜなのか。

逆に言えば、稼働率を高めるには、合理的な線まで高めるには、どうしたらいいとお考えですか。

○株式会社広島リサイクルセンター 弊社の場合でいいますと、弊社も先ほど秋田エコプラッシュさんから御説明があったように 10 ランクの評価で、高ランクはいただいているものの装置稼働率というものはおよそ 50 パーセント強なんです。

先ほど施設概要で申しましたが、処理能力としては5万2,000トン持っている。これは設備能力の90パーセントなのです。協会の規定で、我々の能力という場合、設備の持っている能力の1割減の90パーセントを我々の能力とします。それが5万2,000トン持っているのに対して、昨年度実績で2万9,000トン弱なのです。そこでもう50数パーセントです。

問題なのは、通常のメーカーと違って、材料をため込んで一気に動かすという作業が我々にはできません。というのは、自治体から毎日のように引き取ってきますので、素材となる材料というのは自治体の保管設備から毎日のように材料を持ってきてしまう。ですから、稼働率が悪くても毎日工場を動かさざるを得ないのです。

5万2,000トンの能力を持っている会社が2万数千トンで工場を動かさなければいけない。なおかつ、工場は毎日動いていなければいけない。この辺に非常に大きなコストの削減が難しい要因があります。

ですから、単純には通常のメーカーだと7割、8割というような稼働率になればかなりコストが最大限まで低減できるというふうには思います。

○株式会社広島リサイクルセンター その点について詳しく申しますと、ある自治体から集めるのに、例えば日に10トン入るものが、それが毎日入るわけじゃなくて、入る日もあれば入らない日もある。それで、設備の稼働率を上げるためには一定程度ストックしておくというコンスタントに入る状態というのがベストではあるのですが、ストックしておくというのも容り協のルール上制限がございまして、何日以内にとか何か月以内に処理しないといけないとか、そういった制約のもとで稼働しているものですから、なかなか困難であるという実態がございまして。

○安念座長 素人の質問ですけれども、私もある程度貯めておけば原料がきたりこなかったりしても、あとはずっと定格運転というか、大体同じ出力で運転できるから、その出力に合わせて機械を作ればいいので、そんなに非効率な稼働にならないような気がするのですけれども、それは許されていないのですか。

○秋田エコプラッシュ株式会社 少し補足しますと、貯めておいても減価償却費というのは年間決まった金額がどんどん取られていきます。

○安念座長 機械の、という意味ですね。

○秋田エコプラッシュ株式会社 はい。ですので、それに対して年間を通じての稼働率が低いということを我々は申し上げているのであって、一日一日が今日は高くて明日は低いということではなくて平均的に低いということでございます。

だから、貯めておいても一時的には高くなりますけれども、いただいている量がそもそも年間を通じて少ないものですから、一時的に高くなっても他の月がずっとゼロに近ければ意味がないというふうに考えています。

○安念座長 それは分かりますけれども、普通ビジネスというのは、どれぐらい処理をするかを見込んで設備を導入するわけじゃないですか。

○秋田エコプラッシュ株式会社 我々がこの事業に参入したときは、90 パーセントずつ皆様もらえていたのです。その後、だんだん競争が激しくなって今、減ってきているというところがございます。

○株式会社広島リサイクルセンター 少し補足させていただきます。我々の設備というのは、ほとんどが容器包装リサイクルをするためだけの工場なのです。

それで、今、容リ協会が査定する工場の処理能力というのは、ほぼ皆様が工場を 300 日 24 時間稼働しての量で、広島リサイクルセンターが 5 万 2,000 トンです。そのうち、それが 3 万トンしかないと、今までは 3 交代でずっと工場が動きっ放しで動いていた状態を 2 交代でとめて、また 2 交代でというふうになってしまうので、その稼働がある程度処理能力に対して目一杯くればコスト的には安くなる。

今、平均的に言うと材料リサイクル 53 社はほぼ皆様処理能力からいくと 40 パーセントを切っているぐらいの平均的な操業率になってしまっているので、そこを調整することが非常に難しいというのが現状です。

○安念座長 ということは、以前は 9 割で餌を食べさせてやれるだろうと思っていたら、だんだんとその餌の分量の方が少なくなっちゃったので、結果としてそのキャパがオーバースペックになってしまっている。結果として、そうなっているということなのですね。

○秋田エコプラッシュ株式会社 そういうことです。

○安念座長 分かりました。

他にどうぞ。

○株式会社広島リサイクルセンター 以前は、今の優先枠 50 パーセントというキャップはかかっていなかったのです。また、私どもが操業し始めた循環基本法の考え方に基づいて始めたときは、こういったものがリサイクルですよ、再生ですよということで取り組んできましたし、また協会のルール上も私ども材料リサイクルがまず先に入札の札を入れる。それで落札できなかったところについて、ケミカルの皆様方が札を入れて取られた。

当初は、材料リサイクルの設備能力というものが非常に小さかったものですから、恐らくグラフ等にも示されていると思うのですが、ケミカルリサイクルが圧倒的にシェアとしては高かったという形で、私どもの思いとして考え方は世間一般も同じだろうと思うのですが、リサイクルというのはそういった再生利用であるという基本的な考え方に基づいて事業を開始して、そういう設備を導入してやってきたということですから、その当時の設備生産能力の 90 パーセントまでは価格競争によって落札できた。そういう設備を抱えて、現在に至ってきているということでございます。

それが 50 パーセントのキャップをかけられて、90 パーセントはどうあがいても落札というか、仕事をとることは不可能であるという状況に現在なっているということでございます。

○林委員 だんだん分かってきたような気がするのですがけれども、広島の方の資料 3-1 の 3 ページ目のところにあります、平成 22 年度から導入された材料リサイクル優先枠 50

パーセントというのが今のお話で、22年より前は50パーセント枠というのではなくて、100パーセントまず材料リサイクルの方が入札できたのですか。

○秋田エコプラッシュ株式会社 そうですね。それまでは、設備能力の90パーセントを上限に落札ができたというところでございます。

○林委員 そうすると、もしこの50パーセントという枠がなければ、材料リサイクルの業者53社がキャパ目一杯の落札をすれば稼働率がもっと上がるという形ですか。

○秋田エコプラッシュ株式会社 それはそうですね。

○株式会社広島リサイクルセンター 前回の日本チェーンストア協会の資料の中に、容器包装リサイクル協会が出している単価とそれぞれの事業者のグラフの分布があると思います。これは少し片方なのですけれども、ここを見ていただくと分かるのですが、当初、材料リサイクルというのはほんの少ししかなくて、今はこんなたくさんになっている。それで、こういう状態になっているので50パーセントのキャップがかかっている。

要は、この50パーセントのキャップがかかっていることのひとつが、今68万トンぐらいの容器包装が日本中でも発生していますけれども、もともと環境省の施策では100万トンぐらいの容器包装が発生するという計算のもとで事業者がたくさん入ってきているという状況があって、そこまで実際に物が増えていないという状況があって、今、我々にも50パーセントのキャップがかかっている。ケミカルリサイクルにもある程度のキャップがかかっているという状況が起きているということです。

○寺田副大臣 正に前回私が申し上げた、もともと材料リサイクルが本来のループであって、追いつかないから入れた分がある。しかも、ケミカルが一応両枠に入ってきてしまっているがために、本来の部分が非常に押しやられているというのが現状かと思います。だから、もともと本当は異質なものを入ってしまったという点があるわけですね。

ですから今、大臣が来られましたけれども、私は大臣と一緒に官民の競争入札の分野も担当しておりますが、品確法であるとか、あるいはローカルコンテンツであるとか、今の一連の流れからいうと、本来は100パーセント材料リサイクルの世界というのが本当だと思います。

ただ、業界の指導として、環境省がこれまでのサunkコスト、費やしてきたいわば持ち出し分があるわけで、それは材料リサイクル業者が相当御負担になっているわけですね。ですから、これをどう解消していくかの問題も少し合わさっているというのが現状ではないかと思います。

○安念座長 どうぞ、佐久間委員。

○佐久間委員 ということは、この枠を外せばいいということを今、言われたと理解してよろしいでしょうか。

○安念座長 それはどういうふうに考えたらいいか。いかがですか。

○佐久間委員 確かに枠があるので能力を発揮できないので、枠を外してこの68万トンから取れるならばとればいい。正にそういうことであればいいのではないかと思います。

○株式会社広島リサイクルセンター 少し誤解があるかと思いますが、今の段階で寺田副大臣がおっしゃったように材料リサイクルとケミカルそのものがそもそも違う。ですから、その枠を取れというのではなくて、ケミカルが我々と違うところで枠がないのであれば53社の競争になりますけれども、今68万という制約の中で半分半分になっている。それを全部取ってしまって、ケミカルも全部入れてということでは競争は成り立ちません。それは誤解だと思います。

○寺田副大臣 ですから、資格入札にして材料だけの100パーセントならば、これはもともと異質ですから材料100パーセントの世界で、それをこちらに異質なものを呼び込んでしまった。したがって、今のままで50を外すとそれはよくない。駄目なわけですね。

○安念座長 では、こういうことですか。非常に平たく言ってしまえば、俺たちに全部よこせということですか。

○株式会社広島リサイクルセンター 極論すれば、私どものやっているこのリサイクルというのが再生であって、ケミカルの言われるほとんど熱利用されている部分、またはその最終製品というものが可視化されていない、見えないものについては、それは別の世界であろうというふうに私どもは考えております。

○安念座長 ですから、平たく言えば、68万全部俺たちによこすのが筋だということではないのですか。僕はそれに賛成するかどうかではなくて、おっしゃりたいことをものすごく端的に下品に言ってしまえば、そういうことだというふうに考えさせていただいてよろしいのか。

○株式会社広島リサイクルセンター はい。我々は、材料リサイクルの概念に沿った本流であるということです。

○安念座長 分かりました。賛成するかどうかはともかくとして、お考えは分かりました。では、どうぞ。

○佐久間委員 そうなると、非常に高い70円は稼働率が上がるので多少これは下がっていくということですね。ただし、今、再生処理できるのは50パーセントですから、要するにごみ処分場に行く量はものすごく増えていく。現状であればですね。もちろん、ポテンシャルは変わってきますけれども、そういうことですね。

○株式会社広島リサイクルセンター 容リ協会の報告に毎年明確に出ていますが、現状ごみ処分場に行っている量は全くありません。ほとんど我々がプラスチックでペレットにならないものというものは、先ほど申しましたセメントメーカーであるとか、製紙メーカーであるとかというところに、もちろん我々は処理費を払う形にはなっておりますが、全てエネルギーとして熱利用、有効利用されております。

○佐久間委員 それは、私のごみ処分場と言ったのは少し申し訳なかったのですけれども、熱回収処分に回る量は増えるということですね。

つまり、絶対量としては今より倍の量を出されて、そのまた半分は熱回収処分に回る。

○株式会社広島リサイクルセンター 現行の枠組みの中だけであればそうですけれども、

我々が今、熱回収、熱有効利用に回っている部分というのは、まだまだいろいろな用途は考えられると思うのですね。

○佐久間委員 それは、将来的にですね。

○株式会社広島リサイクルセンター はい。

○寺田副大臣 ですから、非常にきれいに制度論を書けば、完全に別世界にする。材料リサイクルは完全に材料リサイクルの世界で、熱分解というのはリサイクルでも何でもないわけでした単なる還元剤化ですから、これは全く別のシステムにして、それぞれ 100 パーセント、100 パーセントというのは一つの政策論としてはあると思います。

ただ、今は両方入れて全く異質なものをごっちゃに入札している以上は、これは官民競争入札の世界で、やはり一定の区分けは要るのだと思います。リサイクルの今の政策の目的は材料リサイクルですから。

○大田議長代理 要は国民からするといろいろなものが最大限効率的に最大限生かされればいいわけですね。それで、その政策目的が、本来は材料がリサイクルであって、熱分解はリサイクルではないという意味がもうひとつよく分からないのですけれども、物がよりよく活かされれば一番いいわけですから、なぜ熱分解をしたらリサイクルじゃないのか。ここら辺は、海外でもそういう分け方がなされているのかどうかということを少し教えていただけますか。

○寺田副大臣 半分だけの答えですが、一応環境省及び経済産業省の答えはサーマルリカバリーとか熱分解処理というのは本来のリサイクルではありません。それは、もちろん一つの利用の仕方ではあります。ですから、この部分でいうと熱回収とか、より下位の扱いになってくるわけですね。

○大田議長代理 その理由は何ですか。リサイクルではない理由は何ですか。

○寺田副大臣 恐らく 3 つの R の政策というのは、リデュースでありリユースであるというのが上位にきているのだと思います。今の循環型社会構築法の理念が、プラスチック・トウ・プラスチックが本来の在り方である。もちろん、全部熱処理してしまえばコークスなり、大もとの燃料素材に戻るわけですが、リサイクルとしてはむしろそれは邪道である。3 つの R に入らないという説明でした。

○佐久間委員 先ほどの御説明いただいた中に、ガス利用で発電に使っているものが熱回収と同じだというのは、少しその事実だけ申し上げておきますと、このガス利用というのは水素メタン、つまり熱効率でいえば 40 パーセント、これは LNG とか石油とか、そういうものを買ってくるものに匹敵するものとしてでき上がっている商品です。

この熱回収というのは、今日来た方が言われたように、それは処分してどこかで燃やすというもので、熱回収の発電効率というのも 10 パーセント並みだということですので、そこは少し同じだということではないです。

ですから、先ほど言いましたケミカルサイクルが再生利用であることは法律ではっきりそうなっていて、その中で熱分解を使うということもその一つの方法としてあって、

それは確かにいきなりプラスチック・プラスチックにはなりません、最終的には容器包装そのものになるのが 10 パーセントあります。あとは、プラスチックの塗料になるものもあります。

もちろん、それ以外のアンモニアとかガスですが、このガスというのは LNG みたいなものができるということですから、それは立派なリサイクルにはなっているわけですが、それはプラスチックじゃないと言われればガスもアンモニアも、あとはタール系ですね。これはカーボンファイバーになりますから、カーボンファイバーも立派なリサイクルですが、これもプラスチックじゃないというのもそのとおりではあります。

ただ、そもそも容器包装プラスチックのリサイクルの目的というのは正に再使用が一番で、再使用できなければ再生利用ですから、再生利用という点では再生利用をしているということは間違いがないということだと思います。

○安念座長 そこら辺はややフィロソフィーめいてくるので、ここで議論しても恐らくうちの明かない話だと思うのですけれども、ただ、いずれにせよ、現状のままだとあまりロージーな将来図が描けませんね。

要するに、どういう優先順位をつけるにせよ、いずれにせよプラスチック・トゥー・プラスチックをもう少し効率的にやるには、その原料となる廃プラというのがもう少したくさん餌としてきてくれないことにはどうもしょうがないということですね。それは、どうしたらいいと思われませんか。何か打つ手はありますか。

○株式会社広島リサイクルセンター 今、そういった点も踏まえて環境省に、まだ市町村の中には分別収集に参加していない市町村もございます。焼却施設で焼却しているところもございますので、そういったところをもっと広めるように、もっと力を入れてやっていただきたいということをお願いしているところではあります。

また、私どもも材料リサイクラーとしまして、リサイクル製品をこういった形で利用できるか、是非進めてくださいと。各市町村での廃棄量が、処分が減ってリユース、リサイクルにより進みやすいようにできるだけ協力したいということで申し出て、いろいろなノベルティー等を作りまして、最近もそういうものを市町村に提供したりしてやっているというところがございます。

○安念座長 市町村がジョインしないという理由は、専らコストですか。

○株式会社広島リサイクルセンター 恐らくコストであることは間違いはないだろうと思います。

○安念座長 他はいかがですか。

○林委員 平成 22 年に優先枠を 50 パーセントという数字にした根拠は何ですか。

○安念座長 環境省は答えられますか。業界がしたわけじゃなくて環境省がしたのだから、何かお答えいただけることがあったら教えていただけませんか。

○環境省 環境省リサイクル推進室の永島と申します。今こちらであったような議論を前回の審議会でもずっとさせていただいて、その結果として現状においては 50 ということで

落ち着いたということでございます。

○安念座長 要するに、もんでいるうちに 50 という数字になったということですね。それはいかにも審議会らしいですね。だから、それは理論的な根拠があつてのことではもちろんないでしょうね。どうもありがとうございました。

では、今日はこのぐらいにしておきましょうか。どうも業者の皆様、お忙しい中ありがとうございました。心して議論をいたしますので、ありがとうございました。

(関係団体退室)

○安念座長 それでは、さっき「国際先端テスト」の候補選びの原資料でもありますので、資料 4 を御説明いただけますか。

○館次長 資料 4 でございます。これは規制改革検討項目の一覧表でございまして、本ワーキング・グループにおいてこれまで御議論されたものを中心に、今後の正に規制改革項目として個別表を作ったものでございます。

まず、第一に規制改革会議でワーキング・グループの検討項目とされた従来の 7 項目というものがございます。それから、委員提案事項として安念座長御自身から、また佐久間委員から御指摘いただいたものも入っております。そして事業者ヒアリングをこれまで何度も重ねてきております。その中での御要望事項がございまして。さらに、先ほどの資料 1 の国際先端テスト案件というものも No.24 に加えたということで、合計 52 項目でございます。

なお、本日プラスチック製容器包装リサイクルについて事業者ヒアリングを行ってございまして、ステータスが不安定でございますので、それについてはこれには載せておりません。あとは、初回ワーキング・グループで規制改革の目的として掲げた「エネルギーの安定供給」「エネルギーの地産地消」、それから「エコカーの世界最速普及」、それから「低炭素社会の推進」という 3 つの大きなカテゴリーがございまして、この 3 つの大きなカテゴリーに分類をさせていただいております。

そして、一番左の枠に黒丸がついているものがございまして、これは本ワーキング・グループの優先検討項目に関連している、その中に含まれるだろうというものはこの黒丸をつけさせていただきました。

そして、項目としては今申し上げた優先項目以外にも「No.」と「分野」と「事項名」、それから「規制の現状と課題」、そして「規制改革の内容(案)」「根拠法令等」「所管省庁」ということで整理させていただいております。

時間も限られておりますので、ざっとだけ見ていただきますと、「エネルギーの安定供給」、「エネルギーの地産地消関係」は No. 1 ~ 17 が再生可能エネルギー関係でございまして「風力」から始まりまして「太陽光」、次のページにいきまして、それから、「地熱」です。3 ページまで「地熱」が 7 項目ございまして、それから 8 の項目から「小水力」に入っております。その順に記載させていただいております。

それから、12 のところは「再エネ共通」ということで、先ほど御指摘になりました変電所のバンク逆潮流規制の話が書いてあります。

それから、「アセスメント」に入りまして、No.13～17 が環境アセス関係でございます。特にNo.13、14 は国の審査期間の短縮が入っております。

それから、5 ページ目です。No.18は佐久間委員から御提案いただいた、電気事業法に基づく「溶接安全管理検査」についてです。設置者側に過大の負担を負わせているため見通しがつきにくいということでございます。

それから、19、20が先ほど寺田副大臣からも御指摘いただきましたけれども、マンション高圧一括受電サービスの関係でございます。

21が、「特定供給」です。

22、23がコージェネレーション関係ございまして、前回ワーキング・グループの最後に座長から御紹介いただいたものでございます。

それから、24が国際先端テストで例示された天然ガスの充てん設備についてです。

それから、25以降が数が多いわけでございますけれども、今回世界最速普及関係ということで燃料電池自動車の関係がずっと続いております。それで、この25以降の項目については30、31、それからその他、35、36、37、38辺りが国際先端テストの候補として整理をしていただいたところになります。

それで、ずっと燃料電池車関係が48まで、特に「車両」関係ということで、ページでいうと17ページまでございます。

それから、次が低炭素社会関係でございます。

49番が、グリーン料金メニューでございます。

それから、50が「省エネ」ということで、これは第1回ワーキング・グループで安念座長より御紹介いただいた項目です。冷凍空調機器の新冷媒の話です。

それから、51、52が佐久間委員より御提案いただいたリサイクル環境関係でございます。

以上、簡潔でございますけれども。

○安念座長 どうもありがとうございました。きれいに整理していただきましてありがとうございます。こんなにやってしまったのですね。いまさら引っ込みもつかないからやるのですが、これはこれで御確認をいただくということにいたしましょう。

それで、積み残しの決めなければいけない案件についてお諮りをいたします。先ほどの国際先端テストの候補とするアイテムが何かということですが、もう一度、先ほど私が申し上げたものを、先ほどと全く同じことをきちんとと言えるかどうかは自信がないですけれども、まず6ページの20番、8ページの24番、11ページの30、31、13ページの35、36、次の14ページの37、38、私の記憶ではここまでです。

それで、これは燃料電池自動車についていえば、先ほども申しましたように外国での規格が既にあると思われるものなので、外国での実績というか、ルールは割に調べやすいだろうという観点からでございます。

ついでに言うと、ガススタンドもそうです。アメリカでやっています、という論法はあまり日本には馴染まないと思います。アメリカみたいな粗っぽい国でならやっている、テ

キサスでならやっている、と言われても、日本人はなかなか納得しないだろう。ただ、ドイツのような万事綿密な国がやっていて大丈夫なものは日本でも大丈夫なのではないか、という論法なら、ある程度耳を傾けてもらえるのではないのでしょうか。さっきの燃料電池自動車の関係の国際規格というのもヨーロッパ起源のものが結構多くて、日本でも割に説得力を持つのではないかというふうに私は思っているのです。

そういうことですが、以上で一応よろしゅうございますか。どうぞ。

○寺田副大臣 大田代理も言われている12番のバンク逆潮流ですね。これはかなり重要な項目かと思えます。

○安念座長 これはどうでしょうか。いいのだけれども。

○松村委員 これはものすごく重要だというのはよく分かるのですが、事業者からのもとの要求が、そもそもきちんと調べてくれというものだったと思えます。電力事業者がノーと返してしまう、あるいは不明朗な算定根拠に基づいてとんでもない費用負担の要求がされるのではないかという不安があり、これをきちんと調べて納得できるようなルールを作る土俵を作ってくれという類いの要望であって、具体的にバンク潮流を全部無条件で認めてくれとか、そういう類いの要望ではないと思えます。

だから、具体的にこの規制で困っているのをこれを外してくれというところまでまだ詰まっていない可能性があります。

○安念座長 これは、副大臣がおっしゃるように非常に重要なのです。というのは、再エネをやる時はこれをやるしかないのだから。

ところが、僕は無知なためだとは思っただけけれども、法令の根拠が本当にこれであるのかどうかさえまだ固まっていないのです。

そこで、事務局にまずやっていただきたいのは、電気設備の技術基準の解釈の228条と、ガイドラインの2章3節が本当に根拠なのかどうか。こういう条文というか、ルールがあることは確かなのだけれども、ここからバンク逆潮流制限というのは本当に出てくるのかどうか、少なくとも私にはよく分かっていないのです。

だから、まずそれを調べていただきましょう。その上で、国際先端テストになじむものかどうか、もう一度検討させていただきたいと思えます。少し調べてみてください。

228条はものすごく漠然とした書き方しかしていません。きちんとやってね、みたいなことしか書いていないです。だから、本当にこれが逆潮流制限なのかどうかさえ分からない。皆がそう思っているというだけかもしれないです。とにかく、一度調べてみましょう。

○松村委員 少ししつこくて申し訳ないのですが、寺田副大臣も、それから議長代理もおっしゃったとおり、これはものすごく重要なのは間違いないので、ここにもものすごく注目しているし、重点だということを何らかの形で意思表示するのは非常に重要だと思えます。

○安念座長 これは既に3つの重要なうちの1つですから。

○寺田副大臣 それで、恐らく座長もワークロードの観点から絞ろうとされていると思うのですが、実際これは本省の職員が調べるというより業界なり、あるいはまた現地の大使

館、あるいはジェットロ、こういうところで調べるわけです。

ですから、つまみ食いの、結局どうせ聞くのであれば同じようなオーバーオール規制全体像を捉えたほうが私はいいと思うのです。恐らく、もう調べているはずですが、例えば、今、座長が言われたのが本当に規制としての逆潮流制限なのか、あるいは単に電力会社の運用なのか。それは前回、私から事務局にも投げてまだ答えがきていないのですが、それは当然経済産業省は分かるのじゃないですか。

○安念座長 聞いてみましょう。とにかく聞いてから始まる話だから、それを国際先端テストと言おうが、言うまいが、どっちみち聞かなければいけない。とにかく、あなたたちは資料かありますかと聞いてみましょう。ないと言うと思います。それは少し電力業界に聞いてみますと言うに違いない。彼らの手はいつもそうだから。だから、本当は電事連か何かに聞いたほうが早いのもかもしれませんね。

でも、とりあえずは所管官庁に聞くのが当然だから。とにかく聞いてみてください。その後で扱いを決めましょう。

それで、さらに重い話で恐縮ですが、今のリサイクルですが、これをきちんと短冊に乗せるかどうかです。どうしたらいいでしょうね。

僕も、あの人たちの言うことが非常にもっともだと思うわけじゃない。あなたたちが商売の規模を見誤っただけでしょう。それで原料が足りないならば、普通の業界では設備を廃棄するなり合併するなりして、規模を縮小するときには縮小する。それが当たり前でしょうと言いたいところなのですけれども、どうもこれはやはり国の政策がバックにあるから、普通の業界のように、あなたたちの自己責任で全部やってくれと言っていいものかどうか、少し私には自信がなくなっていました。

○寺田副大臣 これは正確に言えば、やれとまず言って初期投資させてやった。それが追いつかないからと急遽、焦って本来異質のケミカルを引き入れたわけです。

ですから、ある意味、行政の責任は重いわけですが、本来、全く異質の体系で入札すれば何の問題もないわけです。それを今ごっちゃにしている、ごっちゃにする以上はどうしても優先順位をつけないといけない。それで、燃やしてしまうとCO2も出るわけです。環境にどちらがいいかは明らかですね。それは、当然材料リサイクルループを完結すべき政策を追求すべきだと思います。

ですから、これは規制の問題というよりは政策の在り方として今正に中央環境審議会でやっているわけですから、これを待ちませんか。

○安念座長 待ちませんかと言われて、それはいつ出るのですか。

○寺田副大臣 そんなに遠くない時期に出すのでしょうか。

○安念座長 環境省、どうなっていますか。何度もすみません。

○環境省 この5月以降、審議会での議論を容器包装リサイクル法全体の見直しの中でやっていくということになります。いつその審議結果が出るかというのは、現時点ではまだ見えておりません。

○安念座長 まだ見えていないのですか。

佐久間委員 どうですか。これはどうでしょうか。少し御相談です。

○佐久間委員 その検討が速やかに進むということは非常に重要なことなので、こちらの会議でやるにせよ、いずれにしてもその会議体の審議というのが重要になってくるわけですから、そちらをもう少しスピードアップするということができないのでしょうか。

○安念座長 今日の話を知っていると、どうもそうはかばかしい知恵が出るというものでもなさそうですね。

というのは、申し訳ないけれども、要するに原料が足りないのだから、それはとりあえずはどうにもしようがないでしょう。

そうとなると、どうなのでしょう。割に早いところで結論が出そうでもないですか。何度もすみません。

○環境省 審議の中では、恐らく廃プラスチックの量と質をどういうふうに高めていくか。集める量を増やすということも含めて議論をしていくことになるので、それと連動した形でこの入札制度についても検討していくということになるかと思えます。

○安念座長 それはそうですね。ありがとうございます。

何かこの点について御意見はございませんか。少し伺っておきたいです。どうぞ。

○長谷川総理補佐官 反対か賛成かを決める前に、この作業の原点というものは、どこかに現行の制度なり運用を変えたときに民間投資が生まれてくるかどうか、雇用が増えるかどうかですね。あるいは、何かの費用が減ることによって、間接的にある種の広い意味での可処分所得が民間に増えるということですね。

さっきのお話を聞いていると、どういうふうにいじれば、申し上げたような結果になるのかははっきりしないので、そうだとするとこのワーキング・グループ自体の要作業処理量の問題があるので、今、申し上げたような出口がもしそれで直接的にはこうだ、間接的にはこうだということがどこか出てくるのであれば採り上げればいいので、そこは少し頭の整理をしないと、いいですか、悪いですかと言っても答えを出すのは早計かと思えます。

環境省の結果を待つのもいいのですけれども、あまり他の審議会のスケジュールというのは、手が及びませんので、頼りにしない方がいいというか、それはまた別の変数にした方がいいと思います。

すみません。意見を申し上げてはいけないのかもしれませんが。

○安念座長 どうぞ、どなたでも結構です。

○寺田副大臣 今の関連ですが、おっしゃるとおりでして、それは空いている炉を使っても雇用も増えないし、経済効果という意味で明らかに100パーセント材料リサイクルにしたほうが雇用も増えるし、地域経済もよくなります。裾野も広がります。自治体関与も増えます。ですから、それはそういう観点からすると答えは明らかなのです。それはそうだと思います。

○安念座長 それはそうなのだけれども、しかし、こう非効率な運用をずっとやっている

のをそのままやっているというのも何だか芸のない話で、どうも困った。とはいえ、こうするといいですよというものが出るか。

○松村委員 環境系の人を皆、敵に回すかもしれないのですけれども、私はそもそも議長代理がおっしゃった点、例えば熱回収というのがなぜ悪いのかどうかというようなことも実は私も完全には分かっていないのです。

プラスチックに戻したほうがいいじゃないかというのは、確かにそうかもしれないが、熱回収の結果化石燃料の消費量が減って、二酸化炭素の量が減る、その節約分だけバージンプラスチックを作るのに回せる化石燃料の量が増えるとかは、それはそれで環境面では一定の貢献になるわけです。燃やしたら二酸化炭素が出るのでより環境に悪いというのは正しい可能性は高いとしても自明ではありません。逆に極端なケースでは、プラスチックに再生するのに膨大なエネルギーを投入して、運送その他まで考えればバージンのプラスチックを作るよりももっとたくさん化石燃料を使うのであれば、リサイクルされてもあまり意味がない。プラスチックへの再生がより優れているというのも自明ではありません。総合的な評価が重要です。

しかしそれは専門の審議会がやる方が効率的です。そのような基本的なデータをこの委員会で一から勉強して、全体の政策体系、そもそも論を議論するにはこの会議には荷が重い。そういうことなしに、自明でないものを自明と整理し、ここのところを少しだけ直せということを提言するのは、むしろ全体的効率性を悪化させることにもなりかねない。この問題は重要だと思うのですが、ここでやれることは限定される。一旦出してしまったからメンツとしてということはあるかもしれませんが、この委員会では性急に結論を出さず、環境省の審議、整理をもう少し見守るのでは如何でしょうか。

審議会に対し、当会議もその整理を注視していることを明らかにし、国民経済の負担という観点から注視していることを明言した上で、環境省の審議に一旦任せるという対応でもいいと思います。

○寺田副大臣 正にそういう議論をしているのが環境審議会で、本来そうです。どちらが環境負荷が高いかとか低いとか、それはもちろん燃やしてCO2を出すよりはリサイクルループを作ったほうが、環境に多少コストはかかってもやるのが環境の世界で、環境のときに必要な規制は要るわけですね、不法投棄の防止であるとか、循環型社会の構築のためとか、逆に規制強化している分野も多々あるわけです。

ですから、やはり環境審の議論というのは私は極めて重要だと思うのです。そうしたトータルな費用便益を議論する場が正に環境審でしょう。ですから、それをきちんとやってもらうということではないでしょうか。

○安念座長 それでは、今日はこれで大体いいですね。日程だけお願いします。

○館次長 次回の日程につきましては、また御連絡させていただきます。

○安念座長 分かりました。

それでは、大臣、お忙しいところありがとうございます。何かお言葉を賜ればと思い

ます。

○稲田大臣 今日途中から参加させていただきましたが、大変活発な議論が行われておりまして、感謝しております。また、安念座長のお人柄でしょうか、3月に始まったこのワーキング・グループは既に4回ということで、非常に熱心に議論を進めていただいております。

私も今日は1時から予算委員会に呼ばれたのですが、雇用ワーキング・グループの解雇の金銭解決についてかなり詳しく聞かれたのですけれども、それほどやはりこの規制改革会議は非常に注目を浴びていると思いますので、是非座長の下で建設的で熱心な議論が行われることを非常に期待いたしております。よろしく申し上げます。

○安念座長 どうもありがとうございます。

それでは、副大臣から一言申し上げます。

○寺田副大臣 ありがとうございます。日経新聞でも連日特集が組まれ、昨日は大田議長代理と八代先生ですね。正に代理が言われたとおり、雇用の分野は是非ともやらなければいけません。各ワーキング・グループで本当に濃密な議論が続いていると思いますが、特に安念座長の下非常によくこのワーキング・グループで濃密な議論ができて本当にうれしく思います。ありがとうございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議は閉会いたします。